

注意事項（必ずお読みください。）

1 安全運転管理者等に必ず受講させてください。

道路交通法の規定により、自動車の使用者（事業主など）には、安全運転管理者等に受講させる義務があります。

2 大阪府証紙は講習会場では販売していません。

あらかじめ府内の各警察署など「大阪府証紙の販売場所」で講習手数料（4,500円）分を購入のうえ、受講申出書に貼付しておいてください。

3 安全運転管理者等として選任の届出がない方は、受講できません。

安全運転管理者または副安全運転管理者として選任の届出を済ませていない方（安全運転管理者証または副安全運転管理者証の交付を受けていない方）は受講できません。

なお、講習会場での届出はできません。

4 講習受付時に、本人確認を行っています。

講習受付には

- ・ 講習通知書
- ・ 受講申出書（あらかじめ講習手数料分の大阪府証紙を貼っておいてください）
- ・ 安全運転管理者証または副安全運転管理者証

が必要です。本人確認ができない場合は受講できません。

5 講習開始時刻に遅れた方は受講できません。

開場は午前9時30分ころです。午前9時55分までに受付を済ませてください。

講習は午前10時に開始します。講習開始後の受付はできません。

6 定められた講習時間を受講しない場合は再受講となります。

大阪府道路交通規則により、この講習の講習時間は「6時間」と定められています。

講習途中での退席や中抜けは再受講となります。講習手数料は還付しません。

7 講習通知書で指定された方以外は受講できません。

指定された講習を受講できない場合は、必ず事前に各警察署の交通課に申し出た上で、新たに受講予約を行ってください。